

平成28年1月21日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び元保険医への対応について

平成28年1月20日、関東信越地方社会保険医療協議会に「元保険医療機関の指定の取消相当及び元保険医の登録の取消相当」について意見伺をした結果、「取消相当が妥当」との建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下の取扱いとすることを決定しましたのでお知らせします。

【取消相当の内容】

1 元保険医療機関の指定の取消相当

- (1) 名 称 三原歯科医院
- (2) 所 在 地 埼玉県上尾市小敷谷880-62
三井サニータウンC-7-1
- (3) 開 設 者 三原 一男
- (4) 指定の取消相当年月日 平成28年1月22日

※ 当該保険医療機関は、平成27年3月31日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の処分と同等の取扱いとするものです。

2 元保険医の登録の取消相当

- (1) 氏 名 三原 一男
- (2) 登録の取消相当年月日 平成28年1月22日

※ 当該保険医は、平成27年11月14日付で保険医の登録を抹消していることから登録の取消相当の取扱いとするものです。登録の取消相当の取扱いとは、登録の取消の処分と同等の取扱いとするものです。

【取消相当に至った経緯】

個別指導を実施したところ、保険適用外の補綴物を患者から自費診療として費用を受領しているにもかかわらず、保険診療したように装う不正請求等が疑われた。

患者調査を実施したところ、口腔内所見と相違する請求が確認され、二重・振替請求が強く疑われたことから、平成25年7月から平成26年3月まで延べ9回の監査を実施した。

結果として「取消相当の主な理由」に記載した事実を確認した。

【取消相当の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず同診療を保険診療したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)
- (4) 実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	120件
不正請求額	1,048,707円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。